

旅館業法施行条例新旧対照表

(第2条関係)

改正後	改正前
<p>旅館業法施行条例</p> <p style="text-align: center;">〔昭和45年12月22日 島根県条例第55号〕</p> <p>第1条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(構造設備の基準)</p> <p>第2条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号_____) 第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の条例で定める施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(6) 〔略〕</p> <p>第3条・第4条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(衛生措置の基準)</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 浴室等 別表第2のとおりとする。ただし、<u>同表の6の項から21の項</u>までの規定は、共同浴室に限り適用する。</p> <p>(3) 飲料水</p>	<p>第1条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(構造設備の基準)</p> <p>第2条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。<u>以下この条において「令」という。</u>) 第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の条例で定める施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。</p> <p>(2) 客室又は便利な位置に、適当な数の便所及び洗面所を設けること。</p> <p>(3) 便所には、手洗設備を設けること。</p> <p>(4) 洗面所には、適当な数の水栓を設けること。</p> <p>(5) 浴室は、外部から見通すことのできない構造とすること。</p> <p>(6) 複数の者が共同で使用する浴室(客室に附属するものであって、使用の度に換水できるものを除く。以下「共同浴室」という。)については、別表第1のとおりとすること。</p> <p>第3条・第4条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(衛生措置の基準)</p> <p>第5条 法第4条第2項の条例で定める衛生措置の基準は、次項及び第3項に定めるところによる。</p> <p>2 旅館業を営む者は、施設、設備等に関し次に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 旅館業施設 定期的に清掃すること。</p> <p>(2) 浴室等 別表第2のとおりとする。ただし、<u>同表6の項から18の項</u>までの規定は、共同浴室に限り適用する。</p> <p>(3) 飲料水</p>

水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道により供給される水をいう。別表第2において同じ。）その他飲用に適する水を使用すること。

3 〔略〕

第6条～第10条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表第1（第2条関係）

1～6 〔略〕

7 気泡発生装置（浴槽水に空気を送り込み微小な水粒を発生させる装置をいう。次表の18の項において同じ。）を設置する場合にあっては、空気の取入口から土ぼこりが入りにくい構造であること。

別表第2（第5条関係）

1 〔略〕

2 浴槽水及び水道水以外の水を使用した上がり用湯水は、レジオネラ属菌が検出されないこと。

3～10 〔略〕

11 〔略〕

(1) 塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、1リットル中0.4ミリグラム程度に保つこと。

(2) 結合塩素のモノクロラミンを用いて消毒を行う

水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道により供給される水をいう。以下 同 じ。）その他飲用に適する水を使用すること。

3 旅館業を営む者は、その管理する施設内において、人の健康を害する物質等により宿泊者の生命又は身体に重大な被害が生じており、又は生じるおそれがあるときは、その被害に係る建物、敷地等への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる宿泊者を退去させ、その他その被害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

第6条～第10条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表第1（第2条関係）

1～6 〔略〕

7 気泡発生装置（浴槽水に空気を送り込み微小な水粒を発生させる装置をいう。 ）を設置する場合にあっては、空気の取入口から土ぼこりが入りにくい構造であること。

別表第2（第5条関係）

1 〔略〕

2 水道水以外の水を使用した上がり用湯水及び浴槽水は、レジオネラ属菌が検出されないこと。

3～10 〔略〕

11 ろ過器を使用している浴槽水又は24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水の消毒は、次の基準によること。ただし、原水（循環使用しないで供給される水をいう。以下同じ。）若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯の水素イオン濃度が高く第1号に掲げる基準を適用できない場合又は他の消毒方法を使用する場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件に知事が認めた場合にあっては、この限りでない。

(1) 塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、1リットル中0.2ミリグラムから0.4ミリグラム程度までに保つこと。

〔新設〕

場合にあつては、モノクロラミンの濃度を1リットル中3ミリグラム程度に保つこと。

(3) 〔略〕

12 〔略〕

13 循環式浴槽（湯水の使用量を少なくする目的で浴槽の湯をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。）の浴槽に湯水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

14 集毛器を設置している場合にあつては、その清掃及び消毒は、毎日行うこと。

15 シャワーは1週間に1回以上内部の水が置き換わるように通水し、シャワーヘッド及びホースは6月に1回以上点検するとともに、その内部の汚れ及びスケールの洗浄並びに消毒を1年に1回以上行うこと。

16・17 〔略〕

18 気泡発生装置を設置している場合にあつては、内部に生物膜が形成されないように定期的に清掃及び消毒を行うこと。

19 回収槽の水を浴用に供する場合にあつては、回収槽の内部の清掃及び消毒を1週間に1回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の水を塩素系薬剤等で消毒すること。

20・21 〔略〕

(2) 測定結果は、検査の日から3年間保管すること。

12 〔略〕

〔新設〕

13 集毛器を設置している場合にあつては、その清掃_____は、毎日行うこと。

〔新設〕

14・15 〔略〕

〔新設〕

16 回収槽の水を浴用に供する場合にあつては、回収槽の壁面の清掃及び消毒を1週間に1回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の水を塩素消毒等で消毒すること。

17・18 〔略〕